

- 四 山鹿素行ノ倫理説ヲ叙述セヨ。
- 五 儒教ト「ストア」哲學トヲ比較セヨ。
- 六 「新附人民ニ對スル態度」ニ就テ教案ヲ作レ。
但シ程度ハ中學校最上級、時間ハ二時間。

【國語科】(四時三十分)

解 釋

- 一 渚による浪のかつかへるを見たまひてうらやましくもとうち誦じたまへるさる世のふる事なれども珍らしく聞きなされ悲しとのみ御供の人人思へりうち顧みたまへるに來し方の山は霞はるかにてまこと三千里の外のごちするに權の雫も堪へがたし
ふるさとを峰のかすみはへだつれどながむる空は同じくもるか
つらからぬものなくなむおはすべきところは行平の中納言の藻鹽たれつつわびける家居
近きわたりなりけり海面はやや入りて哀に心すごけなる山中なり垣のさまより初めて珍らかに見たまふ茅屋ども葦ふける廊めく屋などをかしうしつらひなしたり所につけたる

御住居様變りてかかる折ならずばをかしうもありなましと昔の御心のすさびおほし出づ(源氏物語)

- 二 梓弓手にとりもちてますらをのさつ矢たばさみ立ちむかふ高圓山に春野焼く野火とみるまで燃ゆる火をいかにと問へばたまほこの道くる人のなく涙ひさめに降ればしろたへの衣ひづちて立ちとまりわれに語らくなにしかももとないへる聞けばねのみしなかの語れば心ぞいたきすめろぎのかみのみこのいでましの手火の光ぞここだ照りたる(萬葉集志貴親王薨時作歌)

設 問

- 一 文學上より平家物語を評論せよ。
- 二 左の文を文章法上より解剖せよ。
生物進化ノ事實ナルコトハ己ニ十九世紀ノ後半ノ研究ニヨツテ全ク確實トナツタカラ今世紀ニ入ツテカラハ其理ヲ應用シテ直接ニ人間社會ヲ利スルコトヲ計畫スル人ガ追々ト出來タ

作文 (文語文)

わが希望

讀方及解釋

懷公命無從亡人(重耳)期間而不至無赦狐突之子毛及偃從重耳在秦弗召冬懷公執狐突曰子來則免對曰子之能仕父教之忠古之制也策名委質貳乃辟也今臣之名在重耳有年數矣若又召之教之貳也父教于貳何以事君刑之不濫君之明也臣之願也濫刑以逞誰則無罪臣聞命矣乃殺之(左傳僖公二十三年)

讀方及解釋

客有教燕王爲不死之道者王使人學之所使學者未及學而客死王大怒誅之王不知客之欺已而誅學者之晚也夫信不然之物而誅無罪之臣不察之患也且人所急無如其身不能自使其無死安能使王長生哉(韓非子外儲說)

讀方

日本内田外相在國會發表對中國外交方針則爲滿口仁義道德之宣言如左

帝國對於鄰邦之中國勿論毫無領土的野心凡有形無形有碍中國國民福之何等行動皆所不爲惟恪守從前屢次聲明尊重中國之獨立與土保全商工業機會均等門戶開放之主義使中日兩國成永遠且眞實之親善關係此帝國之夙志也因此歐洲講和會議帝國以公正友好之精神處置與中國關係諸問題實有最深之觀念(中日交涉史)

設問

- 一 周敦頤ノ太極說ニ就イテ知レル所ヲ記セ。
- 二 唐代古文復興ノ概要ヲ記セ。

作文 (漢文)

士不可以不弘毅說(字數三百字以内)

【歴史科】日本史、東洋史 (四時間)

日本史

- 一 十七條憲法と其の時勢。
- 二 王朝時代及び江戸時代に於ける浪人。

問題集

文檢受験の案

三 左の名の解釋。

- 甲 武庫水門
- 乙 徒然草

四 左の事項の解釋。

- 甲 攝家、清華、堂上、地下。
- 乙 明治四十一年の日米覺書。

東洋史

一 春秋時代の弭兵會議

二 元時代と清時代とに於ける漢人待遇の異同。

三 左の人名地名の説明。

- 甲 高句麗長壽王
- 乙 蔡州

四 左の名稱の解釋。

- 甲 司隸校尉
- 乙 儲位密建法

【歴史科】(二時間)

【西洋史】

一 西洋史上に於ける世界統治思想の發現。

二 アフリカに於けるドイツ及びイタリヤの經略。

三 左の地に起れる史實。

- 甲 アクエー セクスチエー *Aquae Sextiae*

- 乙 カルマル *Calmar*

- 丙 ラ ロシエル *La Rochelle*

- 丁 モハテ *Mohacs*

四 左の人々の事蹟。

- 甲 アンチオクス三世 *Antiochus III*

- 乙 フレデリック バルバロッサ *Frederic Barbarossa*

- 丙 エラスムス *Erasmus*

- 丁 アークライト *Arkwright*

【地理科】(四時間)

問題集

- 一 地球内部の状態に關する考説を述べよ。
- 二 高距により氣圈をなせる物質及び其の性状に異なる所あるを説明せよ。
- 三 山東半島の地形と其の成因とにつきて説明せよ。
- 四 實例を本邦に取り山地に於ける聚落の發達につきて述べよ。
- 五 ヨーロッパの所謂東北航路とは何ぞや、其の探檢と交通的價值とにつきて知る所を記せ。
- 六 バルカン半島諸國の大戦前後に於ける版圖を述べ地圖を添へて之を説明せよ。
- 七 商港の發達に必要な自然及人文的條件につきて適例を舉げ之を説明せよ。
- 八 北アメリカ大陸内の水運につきて述べよ。
- 九 左の地につきて知る所を記せ。

俱知安

白音太拉(バインタラ) ぬ

汾河

ノーム

Nome

アンデイシヤン	Andshan
ダリエン	Darien
クリーヴランド	Cleveland
レゲンスブルグ	Regensburg
アンナポリス	Annapolis
バンヂエルマシシ	Bandjermassin

【理 科】(四時間)

- 一 酢漬又は鹽漬にせる食料品の容易に腐敗せざる理由を述べよ。
- 二 巻貝類中より任意の實例を定め、その殻頂より殻軸に沿へる縦断面想像圖を描け。
- 三 血球は何れの部位にて作らるるか。
- 四 着色劑原料となる礦物名を舉げよ。
- 五 硝子の屈折率の意味如何、又其値は如何にして測定し得るか。
- 六 斜面あり高さ六尺、長さ(斜面に沿うて測りたる距離)一五尺なり。今其上に目方一二百

- のものを載すれば、斜面に平行に向ふ力によりて之を支ふるには、少くとも〇・二貫の力を要すべしと云ふ。此物を斜面に沿うて押し上げるには、少くとも幾貫の力を要するか。
- 七 第一鐵鹽、第二鐵鹽の意味、實例(成るべく有觸れたるもの)、其識別法を述べよ。
- 八 (い)鹽化カルシウムの水溶液に蓚酸($\text{H}_2\text{C}_2\text{O}_4$)の水溶液を加へだるときの反應を化學方程式にて示せ。

(ろ)右の結果に、鹽酸を加へたるときと、アンモニヤ水を加へたるときとに起る現象の差異と其理由とを述べよ。

【數 學 科】

第一日ノ分 (三時間)

- 1 x ノ總テノ正ノ値ニ對シテ
- $$(5-p)x^2 - 9x + p + 5$$
- ノ値ガ常ニ正ナルタメニハ、 p ハ如何ナル數ナルコトヲ要スルカ。
- 2 $(1+x+x^2+x^3+x^4)^4$ ノ展開ニ於ケル x^2 ノ係數ヲ索メヨ。

- 3 中心 O ナル圓ノ直径 AB ノ一端 A ヨリ任意ノ弦 AD ヲ引キ、 AD ノ延長上ニ $AD=$ 等シク DE ヲ取ルトキ、 BD ノ交點ノ軌跡ヲ求ム。
- 4 半徑 R ナル球内ノ定點 G ヲ重心トシ、此ノ球ニ内接スル任意三角形 ABC トスレバ
- $$AB^2 + BC^2 + CA^2 \quad \text{ハ一定ナルコトヲ證明セヨ。}$$
- 第二日ノ分 (三時間)
- 5 次ノ等式ヲ證明セヨ。
- $$\cos^2(A-B) + \cos^2(B-C) + \cos^2(C-A) = 2\cos(A-B)\cos(B-C)\cos(C-A) + 1$$
- 6 方程式 $r \sin^3 A + 1 = 2r \sin A + 11 \cos^2 A$ ヲ満足スル正ノ銳角ノ値ヲ秒ノ位ヲ索メヨ。
- 7 三角形ノ三邊ノ長サガ公差 1 種ナル等差級數ヲナシ、且其ノ最大ナル角ガ最小ナル角ノ二倍ナルトキ、此ノ三角形ノ各要素ヲ計算セヨ。
- 8 三角形 ABC ノ外接圓ノ半徑ヲ R 、内接圓ノ半徑ヲ r トスレバ $r = 4R \sin \frac{A}{2} \sin \frac{B}{2} \sin \frac{C}{2}$ ナルコトヲ證明セヨ、又 $R=2r$ 、 $A=50^\circ$ 、 $B=61^\circ 23' 15''$ ナルトキノ値如何。

第三日ノ分 (三時間)

9 三點(0,0), (a,a), (b,c) を頂點トスル三角形ノ三ツノ中線ノ方程式ル作リ且此ノ三線ハ一點ニ於テ會スルコトヲ證明セヨ。

10 直線 $\frac{x-a}{1} = \frac{y-b}{m} = \frac{z-c}{n}$ ガ平面 $Ax+By+Cz+D=0$ ニ平行スル條件ヲ索メヨ。

11 $1 + \frac{1}{2} + \frac{1}{3} + \dots + \frac{1}{n}$ ハ n ガ限リナク増大スルトキ、限リナク増大スルコトヲ證明セヨ。

12 $b^2-ac < 0$ ナルトキ方程式 $ax^2+2bxy+cy^2=1$ ニテ與ヘラレタル函數ノ極大極小ヲ索メ且ツ此方程式ガ表ス曲線ニテ圍ラレタル面積ヲ求メヨ。

【英語科】

お

Reading, Translation and Grammar.

The first sight of a shore so historical as that of Europe gives an American a What we always feel the artistic want of at home is background. It is all idle to say we are Englishmen, and that English history is ours too. It is precisely in this that we are *not* Englishmen, inasmuch as we only possess their history through our minds, and not by life-long association with a spot and an idea we call England. History without the soil it grew in is more instructive than

inspiring — an acquisition, and not an inheritance. It is laid away in our memories, and does not run in our veins.

【農業科】(四時間)

- 一 土壤ノ生産力ヲ増進スル方法ニツキテ述ベヨ。
- 二 需葉作物ノ施肥ニツキテ述ベヨ。
- 三 肉用牛ト乳用牛トノ體格上相異ノ點ヲ述ベヨ。
- 四 稻作所要勞力ヲ主要作業別ニ列記セヨ。(一町步宛)
- 五 小作科ハ奈何ニシテ決定スルヲ最モ得策トスルカ。
- 六 我邦ノ農業教育制度ニ就キテ記セヨ。
- 七 師範學校本科第一部第二學年ノ程度ニ於テ「稻の除草」ニ就テ一時間ノ教授ヲナサントス之ガ教案ヲ作レ。

【家事科】(三時間)

- 一 左の汚點拔につき教案を作れ。

- 色布につきたる、醬油、油、酒、インキ、果物汁。
- 二 物價下落せず、而も家族の員數増加したる場合に主婦として探るべき最善の方法如何。
- 三 洋傘の布地を白にすれば如何なる得失あるか。

【裁縫科】第一日午前の分 (三時間)

一 運針。

一部分縫。

1 本裁男物單羽織右前下半身、但し衿は袋附とす。 2 透織丸帶片端。

第一日午後の分 (二時間半)

一部分縫

1 本裁綿入被布小衿附。 2 單衣褙先(割縫)

第二日 (七時間半)

一 本裁男物口綿入左半身裁縫、但し裾襷二分。

第三日 (七時間)

一 本裁普通シャツの裁縫。

教員免許令

明治三十三年三月三十日勅令第三百三十四號

大正五年三月十五日勅令第二十二號改正

第一條 特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外教員免許狀ヲ授與スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ免許狀ヲ有スル者ニ非サレハ教員タルコ

トヲ得ス

但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

第三條 教員免許狀ハ教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立學校ノ卒業者又ハ教員檢定ニ合格シタル者ニ文部大臣之ヲ授與ス

第四條 教員檢定ハ試験檢定及無試験檢定トシ教員檢定委員之ヲ行フ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

教員免許令

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第六條 教員檢定ヲ出願スル者ハ手数料トシテ一學科目毎ニ金五圓ヲ納付スヘシ

第七條 教員檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 教員免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名族籍及免許ノ學科ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第九條 教員免許狀ヲ有スル者其ノ氏名族籍ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料金壹圓ヲ納付スヘシ

第十條 教員免許狀ヲ有スル者第五條各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ効力ヲ失フ

第十一條 教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其情狀重シト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第十二條 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ收入印紙ヲ用井之ヲ願書ニ貼付スヘシ其ノ既ニ紙メタル後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

附 則

第十三條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 本令施行前文部大臣ニ於テ授與シタル師範學校、中學校、高等女學校ノ教員免許狀及舊東京師範學校ニ於テ授與シタル中學師範學科卒業證書ハ本令ニ依リ授與シタル教員免許狀ト同一ノ効力ヲ有ス

大正五年勅令第二十二號附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

教員檢定ニ關スル規定

明治四十一年十一月二十六日文部省令第三十二號
同四十二年文部省令第三十二號改正
同四十五年文部省令第七號改正
大正三年文部省令第十二號改正

同 五年文部省令第八號改正
 同 九年文部省令第九號改正
 同 十年文部省令第十四號改正

第一條 教員檢定ハ受験人ノ學力、性行、身體ニ就キ之ヲ行フ

第二條 檢定ヲ爲スヘキ學科目左ノ如シ

修身、教育、國語、漢文、英語、佛語、獨語、歷史、地理、數學、物理、化學、博物、
 理科、法制及經濟、習字、圖畫、家事、裁縫、體操、音樂、簿記、農業、商業、手工、
 手藝、

歷史ハ日本史東洋史、西洋史ノ二部ニ數學ハ算術代數幾何、三角法、解析幾何、微分積分
 ノ四部ニ博物ハ動物、植物、礦物、生理及衛生ノ四圖ニ圖畫ハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器
 畫ノ二部ニ體操ハ體操、擊劍、柔術ノ三部ニ手藝ハ刺繡、造花、編物、染色、機織ノ五部
 ニ分チテ檢定ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ一學科目ノ一部若ハ數部ノ檢定ヲ出願ス
 ルモ其ノ手數料ニ關シテハ一學科目ト看做ス

手藝ハ染色若ハ機織ヲ出願スル者、裁縫ト併セ出願スル者又ハ裁縫若ハ手藝ノ免許狀ヲ有
 スル者ノ外二部以上ニ就キテ檢定ヲ出願スルニアラサレハ試験ヲ行ハス但シ染色、機織ニ
 就キテハ當分ノ内試験檢定ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部トヲ併セ出願スル場合ニ於テ其ノ手數料ニ關シテハ一
 學科目ト看做ス

數學ハ算術、代數、幾何、三角法及高等數學初歩ニ就キ檢定ス

第三條 試験檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ隨時之ヲ行フ

試験檢定ノ出願期限及試験ヲ爲スヘキ學科目ハ文部大臣ニ於テ之ヲ告示シ試験施行ノ期日
 ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス

第四條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験檢定ニ在リテハ豫
 備試験ヲ受クヘキ者ハ其ノ受験地ノ地方廳其ノ他ノ者ハ便宜ノ地方廳ヲ經由無^〇試験檢定
 ニ在リテハ地方廳若ハ當該學校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

一 第二號書式ノ履歷書及受験資格ニ關スル學校卒業證書若ハ教員免許狀ノ寫

教員檢定ニ關スル規程

二 第五條第一號、第二號、第四號、第五號及第九號ニ該當スル者ニ在リテハ第三號書式ノ當該學校長證明書、同條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ第四號書式ノ試驗檢定合格證明書、同條第六號ニ該當スル者ニシテ教員免許狀授與地方廳以外ノ地方廳ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五號書式ノ授與地方廳證明書、第十一條第一項第二項ニ該當スル者ニ在リテハ第六號書式ノ相當官署ノ證明書

三 第七號書式ノ學校醫ノ身體檢査書但シ學校醫ノ設置ナキ地ニ在リテハ醫師法ニ依ル醫師ノ身體檢査書ヲ以テスルモ妨ナシ

地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第二號及第九號ニ該當スル者ニ在リテハ一ケ年以上在學シ卒業シタル者ニ限ル

一 中學校卒業者

二 高等女學校及高等女學校實科若ハ實科高等女學校卒業者、

三 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者

四 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者

五 徵兵令第十三條又ハ文官任用令第六條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セハレタル學校ヲ卒業シタル者

六 小學校本科正教員尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員若ハ小學校準教員ノ免許狀ヲ有スル者

七 教員免許令ニ依リ授與セラレタル免許狀ヲ有スル者

八 外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者

九 文部大臣ニ於テ某學科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル學校ノ卒業者及選科修了者

二 第五條第一號乃至第八號ニ該當スル者ニシテ卒業者ノ教員無試驗檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立學校ニ入り三箇年以上在學シテ卒業シタル者但シ修業年

限四箇年ノ高等女學校高等女學校實科若ハ寬科高等女學校卒業者ニ在リテハ家事、裁縫、手藝ノ一科目又ハ數科日ヲ修ムル場合ノ外四箇年以上トス

三 高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

四 第五條第一條乃至第八號ニ該當スル者ニシテ外國ノ大學又ハ之ニ準スヘキ學校ニ於テ修學シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

五 相當ノ學歷ヲ有シ師範學校、官立、公立中學校、高等女學校及之ト同等以上ノ官立、公立學校ニ於テ五箇年以上檢定ヲ受ケントスル學科目ノ教授ヲ擔任シ其ノ成績優良ナル者

第八條 試驗檢定ヲ分チテ豫備試驗及本試驗トス但シ學科目ノ種類ニ依リ豫備試驗ヲ行ハサルコトアルヘシ

豫備試驗ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ本試驗ヲ受クルコトヲ得ス

國語科ノ豫備試驗ニ於テハ漢文、漢文科ノ豫備試驗ニ於テハ國語ヲ併セ課ス

豫備試驗ニ合格シタルモノハ次ノ試驗檢定ニ同一學科目ニ付出願スル場合ニ限り豫備試験ヲ免ス

第二條第三項ノ規定ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部トヲ併セ出願シタル者ニ對スル手藝科ノ本試験ハ裁縫ノ本試験ニ合格スルニアラサレハ之ヲ行ハス

第九條 試験ハ受験人出願ノ學科目ニ就キ其ノ教員タラムトスル學校ノ學科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ國民道德要領、教育大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フモノトス但シ教員免許狀ヲ有スル者若ハ小學校本科正教員ニ對シテハ本文國民道德要領及教育大意、修身科出願者ニ對シテハ國民道德要領、教育科出願者ニ對シテハ教育大意ノ試験ヲ行ハス

第十條 豫備試験ハ願書經由ノ地方廳所在地ニ於テ之ヲ行フ

前項試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス

本試験ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス

第十一條 體操科中體操ノ試験檢定ヲ出願シタル者ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル者ニ就キテハ特ニ兵式ニ關スル教練ノ試験ヲ行ハス

體操科中擊劍及柔術ノ試験ハ女子ニ對シテハ之ヲ行ハス

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

三 女子

第十二條 日本史東洋史科ノ檢定ヲ受ケタル者ニシテ日本史、東洋史ノ一ニ關シ成績佳ナルトキハ教員檢定委員會長ハ其ノ部分ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スヘシ

前項ノ證明ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一學科目ニ就キ試験檢定ヲ出願シタルトキハ其證明書ニ記載セサル部分ニ就キ本試験ヲ行フ

第十三條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者及試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

附 則

第十四條 本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 明治三十二年文部省令第二十五號第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル學校ニ現ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ修業年限ハ第七條第二號ニ依ラサルコトヲ得

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第五條及第六條ノ規定ニ拘ラス試験檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第一號ニ該當スル者ニ關シテハ本令施行後三箇年間ニ限ル

- 一 明治四十年四月二十五日現ニ師範學校、中學校、高等女學校又ハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル實業學校ノ教員ノ職ニ在リタル者
- 二 前號ニ該當スル者ニシテ試験檢定ヲ受ケ教員免許狀ヲ授與セラントル者

第十七條 明治四十年文部省令第十三號ハ之ヲ廢止ス

明治四十三年文部省令第三十二號附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前高等女學校ノ技藝專修科ヲ卒業シタル者又ハ本令施行ノ際現ニ高等女學校ノ技藝專修科ニ在學スル者ノ檢定ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

明治四十五年四月以前ノ各種學校卒業生ニシテ文部大臣ニ於テ第五條第二號及第六條第二號

文檢受験の案

四〇八

ニ該當スル者ト同等ノ學力アリト指定シタル者ハ明治四十八年三月マテ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

(明治四十三年文部省令第三十二號ニ依リ改前前ノ第六條第三號規定)

三、高等女學校ノ修業年限三ヶ年以上ノ技藝專修科ニ於テ主トシテ裁縫又ハ手藝ヲ學修シタル者ニ在リテハ裁縫科又ハ手藝科

明治四十五年文部省令第七號附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十一條及第一號書式ハ明治四十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年文部省令第八號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年文部省令第九號附則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ施行ス

本令施行前算術代數幾何ノ免許狀ヲ授與セラレタル者ニ對スル數學科ノ試験檢定ハ三角法及

高等數學初步三角法若シクハ解析幾何ノ免許狀ヲ授與セラレタル者ニ對スル數學科ノ試験檢定ハ高等數學初步ニ就キ本試験ヲ行フ

前項ノ本試験ニ合格シタル者ニ對シテハ數學科ノ免許狀ヲ授與ス

大正十年文部省令第十四號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ國語、漢文ノ一ニ關シ成績佳良ノ證明書ヲ授與セラレタル者ニ對シテハ國語科若ハ漢文科ノ免許狀ヲ授與ス

【第一號書式】(用紙美濃紙)

教員檢定願

印 收 入
印 紙

本籍地

現住所

受驗資格

學 科 目

族 稱

氏

年 月 日 生

教員檢定ニ關スル規程

四〇九

文檢受験の案

110

私儀師範學校中學校高等女學校教員志願ニ付前記學科目ニ就キ試驗檢定相受度書類ヲ具シ此段相願候也

年 月 日

右

氏

名

文 部 大 臣 宛

(記載注意)

- 一 族稱ハ華士族ニ限り記載スヘシ
- 二 受験資格ハ最主要ノ事項ノミヲ記載スヘシ
- 三 二科目以上併願ノ場合ト雖願書ハ必ス一通ニ認ムヘシ
- 四 出願者氏名ニハ振假名ヲ付スヘシ

【第二號書式】 (用紙美濃紙)

履 歴 書

氏

名

年 月 日 生

學 業

- 一 年月日何學校何科第何學年ニ入學、年月日卒業
- 一 年月日何教員免許狀受領

業 務

- 一 年月日何官職拜命若ハ何業ニ従事、年月日何事由ニ依リ退官職若ハ廢業

賞 罰

- 一 年月日何事由ニ依リ何賞若ハ何罰ヲ受ク

身上ニ關スル事項

- 一 年月日何事由ニ依リ何ト改氏名等

以 上

年 月 日

右

氏

名

(記載注意一)

- 一 學業ハ受験資格ニ關係アル事項ニ限り記載スヘシ。二 教員免許狀ハ別紙ニ其寫ヲ添付スヘシ。三 業務ハ現在若ハ最近ノ經歷ニ限り記載スヘシ。四 賞罰ハ經歷上特ニ重要ナル事項ニ限り記載スヘシ。五 身上ニ關スル事項ハ族稱氏名ノ變更等身上ノ異動ヲ詳記スヘシ

(記載注意二)

教員檢定ニ關スル規程第七條第五號ノ無試驗檢定出願者ニ在リテハ本書式ニ準シ學業、業務、賞罰ニ關スル事項ヲ詳記スヘシ

教員檢定ニ關スル規程

111

【第三號書式】

證明書

本籍氏

名
年月日生

右ハ年月日本校何科第何學年ニ入學シ年月日同科ヲ卒業セシ者ナルコトヲ證明ス

何學校長氏名[㊦]

(記載注意) 學科ノ區別ナキ場合ニ在リテハ科名ヲ記載スルニ及ハス

【第四號書式】

證明書

本籍氏

名
年月日生

右ハ年月日本校ニ於テ施行ノ專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格セシ者ナルコトヲ證明ス

年月日

何學校長氏名[㊦]

【第五號書式】

證明書

本籍氏

名
年月日生

右ハ年月日當廳ニ於テ何教員免許狀ヲ授與セシモノナルコトヲ證明ス

年月日

地方長官氏名[㊦]

【第六號書式】

證明書

教員檢定ニ關スル規程

文檢受験の葉

二二

本籍

名

年月日生

右八年月日陸軍歩兵科下士任官以後滿四箇年以上現役ニ服セシ者ナルコトヲ證明ス

年月日

官職氏名

【第七號書式】

(用紙美濃紙記載方ハ別記身體檢査書記載方心得ニ依ルヘシ)

身體檢査書

族

何稱

生年月

體身長重

胸圍
中心視力

色盲
眼病

聽力
耳疾

呼吸器
神經系

皮膚
言語

一 既往現在ノ疾病又ハ畸形
右檢査候處相違無之候也

年月日檢査

住所

何學校醫(學校醫ニアラサル者ナルトキハ)何某印

教員檢定ニ關スル規程

二二

(別記)

身體檢查書記載方心得

- 一 検査ノ表記及身長體重胸圍聽力等ノ検査方法ハ明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程ニ準スヘシ
- 一 體格ノ强健ト稱スルモノハ發育營養共ニ佳良ニシテ其ノ身長(センチメートル)ヲ以テ體重(キログラム)ヲ除シタル商〇、三二以上且無病健全ノ者ヲ指ス
- 一 中等ト稱スルハ發育營養共ニ普通ニシテ其ノ身長(センチメートル)ヲ以テ體重(キログラム)ヲ除シタル商〇、二六以上且無病ノ者ヲ指ス
- 一 薄弱ト稱スルハ發育營養共ニ不十分ナルカ或ハ身長(センチメートル)ヲ以テ體重(キログラム)ヲ除シタル商〇、二六未滿ナルカ或ハ強度ノ背柱彎曲、扁平胸、狭小胸若ハ全身ノ健康ニ直接關係アル慢性ノ疾患アル者ヲ指ス
- 一 中心視力ハ「スネルレン」氏ノ試視力表ニ依リテ其ノ記載方ハビツト記スヘシ但シ遠視若ハ近視ニアリテハ二十尺ノ距離ニ於テ二十號ヲ明視シ得ル眼鏡ノ度ヲ記載スヘシ

- 一 色盲ハ其ノ有無若シ其ノ患アルモノハ何色盲ト記載スヘシ
- 一 呼吸器ハ理學的診斷ノ成績ヲ記載スヘシ
- 一 神経系ハ中樞若ハ末梢神經ニ障害ノ有無ヲ記載スヘシ
- 一 皮膚ハ主トシテ傳染症皮膚病ノ有無ヲ記載スヘシ若シ顔面等ニ現ハンタル皮膚病アルトキハ之ヲモ記載スヘシ
- 一 言語ハ明朗、吃、嗄聲等ヲ記載スヘシ
- 一 既往現在ノ疾病又ハ畸形ハ腦病、肺病、肋膜炎、脚氣等ノ會患、肺病、心臟病、胃腸病等ノ現在及顯著ナル畸形ヲ記載スヘシ

文檢受験の葉

文檢受験の葉

〔終〕

大正十一年九月五日初版印刷

大正十一年九月八日初版發行

文檢受験の葉附

定價 金貳圓六拾錢

著者 長谷川 宥太郎

東京市京橋區入船町五丁目三番地

發行者 藤原 惣太郎

東京市京橋區新榮町五丁目二番地

印刷者 岩本 菊雄



發行所

東京市京橋區
入船町五丁目

明治圖書株式會社

振替東京一八五三番
電話京橋二七〇三番
三七九番

(刷印社會式株刷印榮新)

終